

広 報

かわち

人口と世帯数

人口… 12,171人

男 … 5,748人

女 … 6,423人

世帯… 2,556

(6月1日現在)

発行所 河内村役場 編集 産業開発課 企画係 TEL 河内02978-4-2111~3

発行日 昭和49年6月25日 印刷所 竜ヶ崎 印刷所

交通事故を願って

河内村交通少年団結成

団員数二百五十七名

ほくしな

どうろのとびだし

わるふさげ



竜ヶ崎交通少年団河内支部の結団式が六月十二日長竿小學校校庭に団員二百五十七名のうち二百名が参加して行なわれし。団員は、村内各小学校の五・六年生を対象として結成されています。

金江津小 百十六名
この日式のあと、長竿小よ
り源清田小まで鼓笛隊パレードが行なわれ、この交通戦争にむき直るまなざしに、今すぐにも身じかに起ころうとして、交通安全を守らん、この痛ましい事故を守らん、このうらみを感じずにはいられません。

われわれ大人は、子供たちのためにも正しい交通ルールやマナーをしっかりと身につけて、交通安全に對して自覚をもち、見守り、指導していかねばなりません。もし小さい命が失なうようなことがあったら、これほど悲しいことはないでしょう。

あげた手は
あなたの車を
信じる手

1974

6月号

No. 93

社会を

明るくする運動

七月一日から一ヶ月間は「社会を明るくする運動」の月で、今年で二十四回をむかえます。この運動は、犯罪者予防更生法の施行（昭和二十四年七月一日）を記念して、昭和二十六年から法務省の主導により始められたもので、犯罪の防止と罪を犯した人たちの改善更生について、国民のすべてが力を合わせ、明るく運動です。

最近、青少年の非行が若干増加の傾向にあり、その内容が多様化しています。このようなとき、明るく青少年が育つには地域のみんなの力で、青少年の明るい成長を助け見守り育てることでです。

ときは、あたたかく更生を助けみちびくことです。

地域住民がこの問題に深い関心と理解をもち、積極的に参加してこそ十分な効果が期待できるのです。

ご協力をお願いいたします。（河内村社会を明るくする運動実施委員会）

予定納税基準額が少なく なるときは7月15日までに

税務署から通知される予定納税（基準）額は、前年分の所得金額をもととして計算してありますから、本年6月30日現在の状況によって本年分の所得を見積って計算した税額が、次のような事情のために、予定納税基準額よりも少なくなるときは、予定納税額の減額の減額承認の申請をすることができます。

- 廃業、休業、転業、失業などのために所得が減るとき。
- 地震、風水害、火災などの災害、盗難や横領によって財産に損害を受けたため、所得が減ったり、雑損控除が受けられることとなったとき。
- 納税者やその家族が病気になる、多額の医療費がかかったため、医療控除が受けられることとなったとき。
- 結婚、出生などのために、配偶者控除や扶養控除が受けられることとなったとき。
- あらたに障害者、老年者（65才以上）、寡婦または勤労学生にあってはまることになったため、それぞれの控除が受けられることとなったとき。
- 景気の変動や業況不振のため、本年分の所得が前年分の所得より相当少なくなる見込みであるとき。

◇減額申請は、7月15日までに竜ヶ崎税務署に提出して下さい。

家庭の問題と 家庭裁判所

家庭裁判所では、「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」のために、夫婦や親子の間におこったいろいろな問題について、その解決につとめています。しかし、

家庭裁判所は

家庭の中にもめごとだけを扱っただけではありません。

匠人の一例にすぎませんが、養子縁組の許可、後見人の選

任、氏名の変更の許可なども家庭裁判所で扱われます。これらは、わたくしたちの身分や未成年者の保護に関する非常に大切なもので、慎重な扱いが必要です。そこで、国民の家庭生活に関する問題について後見的な役割を持つていて家庭裁判所が、許可を与えたり、適当な人を選任したりすることに なっています。

このように、家庭裁判所は家庭の中のいろいろな問題を扱っています。その手続に

はあまり費用もかかりませんし、申立用紙が用意されています。

たりして、申立手続もさほどめんどうなものではありません。申立てについては不明のことがありますら

家庭裁判所竜ヶ崎支部（電話〇二九七六（2）〇一〇〇番）に。

人権 法律 相談所開設

7月15日

○ 無料です

○ すべて秘密にあついています

法務局と竜ヶ崎人権擁護委員協議会では、次のとおり相談所を開設いたします。

相談は無料で相談されたことについては秘密にあつかわれません。

。日時
七月十五日（月）午前十時より午後三時まで

。場所
河内村役場

。相談

前借金等で無理に体をしぼられていたときとか、土地家屋、結婚、相続、親子、交通事故、公害、民事、刑事に関する問題、このほかお困りのこと。

国民年金だより

2級障害者も 福祉年金が受けられる

国民年金の障害福祉年金は、いままで障害の程度が相当重い1級程度の障害者でなければ支給されませんでした。こんどの改正で比較的軽い2級の障害者にも支給されることになりました。

○該当する方は

昭和49年3月1日以前に2級障害に該当していた20才より69才までの方。

○障害の原因になった病氣、けがの初診日が昭和36年4月1日以後である方は

①初診日に国民年金の被保険者であった人。

その傷病が固定した日、または初診から3年経過した日までに、拠出年金の障害年金の支給要件には該当しないが福祉年金の支給要件に該当していること。

②初診日に国民年金の被保険者でなかった人。

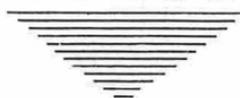
大正5年4月1日以前の生まれで、保険料を納めた期間が今年令に応じ4年～7年あること。

○支給額は 年6万円

*くわしくは

住民課 年金係まで

水を大切に



蛇口をひとひねりして水をだすと、一分間で、石油カン八分目ほどの水が流れます。蛇口から、ポタリポタリと水がもれていると、二十四時間でバケツ三杯ほどになりま

す。蛇口から糸をひくように水がもれていると二十四時間でお風呂がわかせるほどの量になります。

歯をみがいているとき、顔を洗っているとき、ゆるゆると蛇口の水もれを放りっぱなしにしているとき、こんな水がムダになっているのです。資材不足や物価高騰で、ダム建設もままならぬこのころ限りある水を大切に使いましよう。

刀水俳句

拾葱の坊主健気に立ち上がる
よしの芽を分けて浅網の海に入る
祖田打ついちにち咽喉の照りかへし
白犬が駆けつゝ葱坊主おどりだす
葱坊主不遇相似て相視し
物売りのつまんて捨てし葱の花
過ぎし世の義人の塔や苔の花
葱坊主立ちどまる子をせかす母
蹴洗う月晩春の影乱し
ゆく春や夫にかわりて鐘鳴らす
紐の音日ごとせわし葱の花
児を持たぬ運命に長き蜘蛛の紐

飯塚	福田	中島	大原	野次	小川	高橋	野平	山田
仙峰	古山	松坡	辰光	可道	竹声	和風	和風	幸夫
					喜一	喜一	一穂子	

このころ



高温多湿のこのころは、カビが生えやすく、物の腐りを早めます。とくに水仕事がおもな台所は湿気が多く、食べものにいやなにおいを移してしまいます。

天気の良い日には台所の戸たなを開けて風を通し、引出しの箱も日に当てて、よく乾かしてから元に納めましよう。

さて、月末の二十五日から二十八日にかけては、統計的にみると、一年中いちばん雨が多いようです。豪雨による災害もこの日を中心におきます。

毎年このころですが、家の周囲の水はけの具合や、屋根がわたらの状態などを調べて直しておきたいものです。